

平成 15 年 11 月 18 日

関係各位

株式会社タカラ

株式会社リコス所有特許第 3 0 3 1 5 3 8 号「歌唱箇所指示方法」
に関する審決取消訴訟判決について

東京高等裁判所は、当社が提起しておりました、株式会社リコスの所有する特許第 3 0 3 1 5 3 8 号「歌唱箇所指示方法」に関する審決取消請求事件（平成 1 5 年（行ケ）第 2 1 8 号）について、『同特許には請求人（タカラ）主張の無効事由は存しない』と判断した特許庁の審決を取消す旨の判決を下しました。

本判決が確定の場合には、手続は再度特許庁へ差戻され、特許庁は後日改めて東京高等裁判所の判決を前提とし『同特許は無効である』旨の審決を下すこととなります。

尚、株式会社リコスは、弊社商品である家庭用カラオケ装置「e - k a r a」が同特許を侵害するものであるとして、弊社を相手として東京地方裁判所へ 9 億円の損害賠償を請求する訴訟（平成 1 5 年（ワ）第 1 5 7 1 7 号）を提起しております。しかしながら上述のように、同特許について、東京高等裁判所の判決を前提とした審決が下された場合、損害賠償請求の根拠を失うこととなります。

特許第 3 0 3 1 5 3 8 号「歌唱箇所指示方法」・・・

カラオケにおける、伴奏の進行に伴う歌詞の文字の色変わり方法に関する。

1 . 判決日

平成 15 年 11 月 18 日

(1) 内容

『特許第 3 0 3 1 3 5 3 8 号には、請求人（タカラ）の主張する無効事由は存しない』と判断した特許庁の審決は誤りであるから、この審決を取消す。

2 . 判決に対する当社コメント

当社は、特許第 3 0 3 1 5 3 8 号について、「無効性を有する形骸化した特許である」という首尾一貫した主張を続けてまいりました。

東京高等裁判所の判決は、上記当社主張の正当性が認められた結果であると受け止めております。

以上